

改正育児・介護休業法等説明会 開催のご案内

岡山労働局

男女ともに仕事と育児・介護を両立できるように、令和6年5月31日に「育児・介護休業法」及び「次世代育成支援対策推進法」が改正され、令和7年4月1日から段階的に施行されます。

改正法の施行に向けた対応を進めていただくため、「改正育児・介護休業法等」を中心とした説明会を開催しますので、ぜひ、ご参加ください。

■日時： ① 令和7年2月10日（月） 14：00～15：30

② 令和7年2月12日（水） 14：00～15：30

※ 説明会終了後、岡山労働局ホームページにて動画を公開予定です。

※ ①、②ともに13:30～受付開始（庁舎1階入口で入館手続きを行います。）

■会場： 岡山第2合同庁舎2階 共用会議室A・B・C
（岡山市北区下石井1-4-1）

時間に余裕をもって
お越しください。

※ 庁舎内の駐車場がご用意できませんので、お越しの際には公共交通機関をご利用ください。

■対象： 事業主の方、人事労務担当者等

■定員： 各回先着申込100名（1社につき1名まで）

※事前申込制・定員到達次第受付終了

■内容： ○ 改正内容について〔①育児・介護休業法、②次世代法〕
○ 両立支援等助成金について
（仕事と育児・介護等の両立支援）
○ 育児休業等給付（雇用保険制度）の改正について
○ フリーランス・事業者間取引適正化等法について
（令和6年11月施行）

令和7年

1月20日（月）

より

← 申込受付開始

「労働局（労働基準関係）・労働基準監督署説明会等受付サイト」

より、お申込みください！



● 受付サイトに関するお問い合わせ（操作方法、申込み後のキャンセル等）

労働局（労働基準関係）・労働基準監督署説明会等受付サイト 運営センター

TEL：03-6388-5686（対応時間：平日8：30～17：15）

お申込み方法

○ 上記二次元コードまたは URL（<https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/>）より、「労働局（労働基準関係）・労働基準監督署説明会等受付サイト」のページにアクセスし、参加フォームに必要事項を入力後、送信してください。

○ お申込み後、受付完了メール（自動返信メール）が登録アドレスへ送付されます。

説明会当日はお申込み完了メールを印刷のうえ、受付にご提示ください。

※ ドメイン設定（受信拒否設定）をされている方は、受付完了メールが受信できません。あらかじめ、ドメイン設定を解除していただくか、受付サイトのドメイン「@roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp」を受信リストに加えていただきますようお願いいたします。

○ 申込みの締切は 令和7年2月3日（月）17時 とします。なお、定員に達した場合は早期に受付を終了する場合があります。

お問い合わせ先

● 説明会に関するお問い合わせ

岡山労働局 雇用環境・均等室（指導係）

TEL：086-225-2017（対応時間：平日8：30～17：15）



岡山労働局
ホームページ
（説明動画公開先）

改正ポイントは

裏面をチェック！

育児・介護休業法 改正ポイントについて

～令和7年4月1日から段階的に施行～

- ✓ **労働者が、介護を理由に離職することを防ぐために…**
➔ 「介護離職防止のための雇用環境の整備」や、「個別周知・意向確認等」が、事業主の義務になります！

新設（令和7年4月1日～）

労働者が介護両立支援制度を利用しやすい雇用環境を整備するために、
事業主は、介護休業・介護両立支援制度等に関する、以下の①～④のいずれか1つ以上の措置を講ずる必要があります。

①研修の実施 ②相談窓口の設置 ③自社の労働者の事例の収集・提供 ④制度等の利用促進に関する方針の周知

また、労働者から介護に直面した旨の申出があった場合には、
事業主は、その労働者に対し、介護休業制度等(以下の①～③)に関する、個別の周知と意向確認をする必要があります。

さらに、申出の有無にかかわらず、
事業主は、40歳等に達する労働者に対し、介護休業制度等(以下の①～③)に関する情報提供をする必要があります。

①介護休業制度、介護両立支援制度等に関すること ②制度利用時の申出先 ③ 介護休業給付金に関すること

- ✓ **小学校3年生修了までの子を養育する労働者 はいませんか？** ➔ 「子の看護休暇」が見直されます！

改正前

【名称】子の看護休暇
【対象となる子の範囲】小学校就学の始期に達するまで
【取得事由】①病気・けが ②予防接種・健康診断

改正後（令和7年4月1日～）

【名称】子の看護等休暇
【対象となる子の範囲】小学校3年生修了までに拡大
【取得事由】左記の①、②に加え、③感染症に伴う学級閉鎖等
④入園(入学)式、卒園式 を追加

- ✓ **小学校就学前の子を養育する労働者 はいませんか？** ➔ 「所定外労働の制限(残業免除)」の期間が延長されます！

改正前

3歳に満たない子を養育する労働者から請求があれば、
所定外労働の制限(残業免除)をする必要があります。

改正後（令和7年4月1日～）

対象範囲が、**小学校就学前の子**を養育する労働者までに
拡大されます。

- ✓ **3歳以上、小学校就学前の子を養育する(今後、その見込みがある)労働者 はいませんか？**
➔ 「柔軟な働き方を実現するための措置等」が、事業主の義務になります！

新設（令和7年10月1日～）

3歳以上、小学校就学前の子を養育する労働者に関する柔軟な働き方を実現するための措置として、
事業主は、以下の①～⑤から2つ以上の制度を選択し、措置を講ずる必要があります。

①始業時刻等の変更 ②テレワーク等(10日/月) ③保育施設の設置運営等 ④養育両立支援休暇の付与(10日/年)
⑤短時間勤務制度 (※①～④は、フルタイムで柔軟な働き方をするための措置です。)

※措置を選択する際には、過半数組合等からの意見聴取の機会を設ける必要があります。

事業主は、選択した措置について、労働者に対する個別の周知・意向確認を行う必要があります。
事業主が講じた措置の中から、労働者が1つを選択し、利用することになります。

- ✓ **妊娠・出産を予定している労働者や、3歳になる前の子を養育する労働者 はいませんか？**
➔ 「仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮」が、事業主の義務になります！

新設（令和7年10月1日～）

労働者から妊娠・出産の申し出があった時や、労働者の子が3歳になる前に、
事業主は、労働者の仕事と育児の両立に関する個別の意向を聴取し、その意向に配慮する必要があります。

・意向とは…①勤務時間帯 ②勤務地 ③両立支援制度等の利用期間 ④業務量、労働条件の見直し等
・配慮とは…①～④について、労働者の意向をふまえ、自社の状況に応じて措置等を検討すること

- ✓ **これらの他にも、法改正により変更となる点があります。** 詳しくは厚生労働省ホームページをご確認ください。

① 育児・介護休業法

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

②次世代育成支援対策推進法

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11367.html

①



②

